

第2回宮城県新しい公共支援事業運営委員会

次 第

日時：平成23年6月14日(火)

午後1時30分から午後3時30分

場所：宮城県行政庁舎17階 監査委員事務局会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 宮城県新しい公共支援事業に係る基本方針案及び事業計画案について
- (2) 災害復興緊急事業の応募状況等について
- (3) 宮城県新しい公共支援事業（企画提案募集事業）の募集について
- (4) 支援対象者の選定について

4 そ の 他

5 閉 会

○説明資料

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 資料1 | 宮城県新しい公共支援事業 基本方針（案） |
| 資料2 | 宮城県新しい公共支援事業 事業計画（案） |
| 資料3 | 災害復旧緊急事業の応募状況について |
| 資料4 | 宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業に係る募集要項（案） |
| 資料5 | 宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業 審査基準（案） |
| 資料6 | 宮城県NPO等支援委託事業に係る募集要項（案） |
| 資料7 | 宮城県NPO等支援委託事業 審査基準（案） |
| 資料8 | NPO等支援委託事業に係る支援対象者の選定について |

第2回宮城県新しい公共支援事業運営委員会委員名簿

分野	氏名	役職・所属団体等	備考
学識経験者	河村和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授	
	西出優子	東北大学大学院経済学研究科准教授	欠席
中間支援組織	大久保朝江	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる 代表理事	
N P O 等	高橋賢一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課長	
	千葉和義	特定非営利活動法人Azuma-re 理事	
	村上和行	財団法人宮城県文化振興財団 専務理事兼宮城県民会館副館長	
企業, 経済団体	今野薫	仙台商工会議所 総務管理部部長	
金融機関等	大関均	優成監査法人 特定社員 営業統括本部長	
会計専門家	成田由加里	成田由加里公認会計士事務所 代表	
マスコミ等	谷藤仁史	河北新報健康保険組合 常務理事	

※敬称略，分野別五十音順

第2回宮城県新しい公共支援事業運営委員会 議事録概要

日時：平成23年 6月14日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎17階 監査委員事務局会議室

1 宮城県新しい公共支援事業に係る基本方針案及び事業計画案について

(1) 基本方針案

○高橋委員

基本的な方向性はわかりやすくなってよかったですと思います。別に、一般の方が読んでもわかりやすい簡単にまとめたものを期待します。

○成田座長

「マルチステークホルダー」というキーワードがどこまで、県民の皆様に浸透するかということがあります。

○河村委員

多様な担い手とあっさり言ってしまった方がわかりやすいと思います。ステークホルダーは確かに専門用語なので。

○事務局

4頁の2のイに、マルチステークホルダー・プロセスの説明をカッコ書きしておりますが、その説明方法を工夫します。

○河村委員

カッコが逆だと思います。マルチステークホルダー・プロセスの方を後ろに記載してカッコで囲み、それから後ろはマルチステークホルダー・プロセスとカタカナを使ってはどうでしょうか。

○事務局

わかりました。

○河村委員

1のハの東日本大震災の影響について、東日本大震災による宮城県の話をメインで書いて、「被害が少なかった地域においては、被災者の…」と続いている。ここは、岩手宮城内陸地震など過去の実績や経験があるから、それらを生かしてもっとうまく活用していくことができる、効果的に事業ができるとアピールする表現を付け加えるとより良いのではないか。

○事務局

わかりました。

○今野委員

3の口の重点実施事項の最後の○の部分の「融資利用の円滑化のための支援事業」ですが、中身を見ないで項目だけ見ると、誰のための融資利用の円滑化なのかという印象を持ってしまうような感じがするので、例えば、運営や財政等の基盤強化のための支援事業のような表現ではどうかと感じました。

○事務局

事業のタイトルは国の実施要領のとおりに記載させていただきました。趣旨がわかりづらいということですので、説明文をもう少し工夫したいと思います。

○河村委員

NPO等は行政機関ではないので、用語として「財政基盤」ではなく、「財源」または「収入源」などとした方が良くと思います。

○事務局

わかりました。

○成田座長

地域の課題解決という言葉が何度も出てきますが、その前段としての課題の発見というステップの記載が見あたらないような気がします。行政が課題発見をしているようなニュアンスが残ってしまうように感じるので、本来的なNPOの活動として、地域の課題を自発的に発見するような書き方をされてはどうか。

○事務局

行政が見落としがちな地域の課題を民間の視点で見て提案していただき、行政も同じテーブルについて共に検討していくというプロセスが重要だと考えています。災害復興緊急事業の募集においては、勘違いしたNPO等からの問い合わせもありましたので、記述方法についてさらに検討していきたいと思います。

○事務局

内閣府から示された新しい公共支援事業につきまして全体を見ますと、発見という部分はないのかなと考えております。事業の募集は今ある課題を地域で解決していくためのものであり、その事業を通して新しい公共の拡大と定着があり、次の段階として、「発見」が来て、また課題が出るという流れになっていくと考えます。方針の記載の検討にあたりましては、そのあたりで触れていきたいと思います。

(2) 事業計画案

○千葉委員

5 頁の成果目標の「会議体に参画する団体数が 30 団体（3 団体×10 事業）以上」という意味がよくわからないので教えて下さい。

○事務局

募集要項の中に、1 事業あたり会議体を 3 団体以上で作ることを条件としておりますので、10 件の事業を募集することから、3 団体×10 事業で 30 団体にしたいというものです。

なお、募集要項において、協議体と会議体という表現が出てきます。災害復興緊急事業の募集中においても、協議体とは何か、会議体とは何かという質問が多くありましたので、イメージ図を作成しました。例えば、NPO と行政で協議体を組んで県に募集をする。実際に事業を実施する時には、地域にいる社会福祉法人や商工会、他の行政、他の NPO、地域コミュニティ、地元の企業等でその事業をどう進めていけばいいかを話し合うための会議体を作っていただくというものです。そして、事業計画が決まった時点で、協議体が発注や契約をして事業を進めていくというイメージです。このように協議体と会議体とでは内容が違っているというものです。

会議体については、震災関係以外の通常分は 5 団体以上での構成が必要なところ、震災関係は 3 団体以上でかまわないということで条件が緩められています。

○河村委員

会議体は実質的には事業実施主体であり、協議体は提案の窓口担当組織。イメージとしては、会議体が実行委員会、協議体が実行委員会の委員長副委員長という感じでしょうか。協議体、会議体と法律用語的に出ており、慣れないとわからないと思うので、募集の時などにはカッコ書きで付けておけば良いと思います。

4、5 年前に島根県が出した報告書において、専門用語が通じないのでその説明に時間がかかりすぎると記載しています。

○事務局

そのとおりだと思います。今回のイメージ図なども付けながら、説明をもう少し柔らかいものにしていきたいと思います。

○村上副座長

今の説明の内容を文章にしたものが、5、6 頁の施策の内容のところのこの事業実施主体になるのでしょうか。

○事務局

先ほどの説明で「事業実施主体」という言葉がかぶってしまっているので混乱してしまうと思いますが、ここで言う事業実施主体は応募者となっております。

応募者は、県と NPO 等の連携体、市町村と NPO 等との連携体、そして協議体という 3 つの形があります。例えば、協議体を作らずに応募する場合には、県と NPO が連名で助成申請をすることになります。一方で、県と NPO がまず協議体を作ってから協議体として応募し、助成申請をするという 2 つのタイプが出てきます。

○河村委員

「事業実施主体」というよりも「事業に応募できる主体」と書いた方がわかりやすいと思います。かつ、3パターンあるのであれば、箇条書きで書いた方がわかりやすいと思います。ただ、この計画を国に出すのであればこのままの表現で良くて、別に応募向けのものを作らないといけないのかなと思います。

○千葉委員

連名で応募するというのはどういうことでしょうか。

○事務局

例えば、応募申請書について、連名の場合には、NPOが押印し、行政も押印しと連名全員の押印が必要となりますが、協議体の場合には、協議体の代表者の押印のみで良いこととなります。

○河村委員

補助金の管理は、協議体の場合は協議体で一括管理で、連名の場合には行政とNPOでシェアした管理が可能になるということですか。

○事務局

そうとおります。ちなみに、要綱ではお金はいったん行政に流れるというルールになっております。行政で事務局などをしてNPO等とどのように分けるかということになってきます。

○村上副座長

まとめると、事業の実施主体は、NPO等と県の連名による団体、それからNPO等と県内の市町村、それから協議体という3つのパターンがありますということですね。そうであれば、この文書の書き方では、そうは読めないのではないのでしょうか。「NPO等及び県」というよりは、「NPO等と県」と記載して「及び」は使わない方がいいと思います。続けて、「NPO等と県内市町村、または協議体」とされてはいかがでしょうか。

○事務局

整理したいと思います。

○大関委員

予定が明確になったのでわかりやすくなったと思います。7月上旬のところに「契約（助成）」とありますが、契約というのは契約書になるのでしょうか。それは県と契約するというのでしょうか。

○事務局

委託事業とモデル事業がありまして、委託事業につきましては県と募集者との委託契約になります。モデル事業につきましては、県が関わるモデル事業の場合には委託契約をするかもしれませんが、市町村とNPO等との連携による事業の場合には、県から助成という形になります。

○大関委員

契約が締結された後、助成金が支払われるまで目安としてどれくらいかかるのでしょうか。

○事務局

まず、事業の採択があります。その通知の後に、要綱に従って助成の申請書を提出していただきます。次に助成の交付決定を行います。その次に、要綱の作り方によりますが、通常は事業が終了してから助成金の請求をすることになりますが、新しい公共はなるべく概算払いをするようにということになりますので、まずは前払いをする形になります。その前払い分について請求書をいただき、それから支払いの事務という形になります。

○大関委員

せっかく良い制度を作っておきながら、実際にお金が振り込まれるまで半年も一年もかけては意味合いが半減してしまうのではないかと思います。3ヶ月間という短期間で実際の交付金の支払いまで行われるのかとイメージしたので、これは素晴らしいと思ったものですから、スケジュールもきっちり明示するとともに、できればできるだけ概算払いを速やかに支給できるように配慮できればもっと良い制度になるのかなと思います。

○事務局

この事業計画は国に提出するものですので、この形のままで考えておりますが、募集要項において示すような形で検討したいと思います。

○成田座長

(3)と(4)については、参画する団体数をもって評価を行うということですが、どのような点から成果があると評価するのかご教示ください。

○事務局

まず、応募の段階でどのような会議体になるのかを記載していただくことになっております。次は成果の報告の段階で、こういった会議体の体制だったのかも含め報告していただくことにしております。

○河村委員

報告ですが、報告会をやる予定はありますか。輪島の時にはやったのですが、報告会をやるとなるとプレゼンをしっかりやらなくてはいけないので、中途半端なものはやれないというプレッシャーにもなります。また、メディアに宣伝をしていかないと広がっていかないと思います。

神戸の震災についても、いろいろなところで読んでもらい知ってもらったから、みんなの知見として復旧復興に使われているわけです。だから、この計画に書く必要はありませんが、報告の仕方、報告会について検討していただければと思います。

○事務局

震災の状況等もあるので、義務にするかどうかという点については難しいところもあるかもしれませんが、報告会という形も含め、メディアに対する発信ということについて整理して考えていきたいと思います。

○大久保委員

災害復興緊急事業のモデル事業の成果目標について、3団体以上の会議体を作るという設定をされています。会議体をしっかりやって新しい公共の担い手になっていく経過の在り方や仕組みが注目される場所であり、イベント等のどんな事業をしたのかではなく、複数の団体でどう取り組んだのかということが大事だと思います。このところが一般に誤解され易いので、しっかりわかりやすいような書き方をお願いします。

○事務局

会議体に参加するという点で簡単に記載しておりますので、もう少し工夫して記載したいと思います。

○大久保委員

7頁のハの情報開示基盤整備事業の検討を行うという部分について、どんなイメージで考えているのかお伺いいたします。

○事務局

標準開示フォーマットを国が定めており、NPOに限らず情報開示して都道府県のホームページに掲載するとともに、内閣府のページにもリンクすることになっています。また、自らのホームページを持つ団体については、そのページでも開示することになっており、これらのことを進める予定としております。

それとは別に、今国会に特定非営利活動促進法の改正案が提出されており、NPO法人の所轄庁については、内閣府管轄分が都道府県に、都道府県管轄分の一部が政令指定都市に変更となること、また、国税庁が実施していた認定NPO法人の事務が都道府県・政令指定都市で実施することになることが盛り込まれています。

それとあわせて、認定NPO法人等の寄付を集める仕組み等が大変大切なので、最低限の統一された基準で情報を開示するという構想で検討されているところです。6月9日に開催された新しい公共の全国会議において、平成25年度からはNPO法人の情報について新しい形での公開にするという内閣府案が示されました。平成25年度というのは、各都道府県が独自に情報開示をしていることから、予算をかけてシステム構築した都道府県については、その修正のための予算等を考慮しているもので、できる場所は、平成24年度から新しいスタイルでの情報開示に移行していくとのことでした。

これらはNPO法人に関する部分ですが、みやぎNPOプラザあるいは仙台市では、NPO法人以外のデータベースも管理していますので、それらの開示をどうするかも含めて検討していきたいと思っております。

○大久保委員

そうすると、今回の新しい公共支援事業を担ったNPO法人の情報公開と、認定NPO法人、そのほかのNPO法人の情報公開等も全て含めた話ですか。

○事務局

新しい公共支援事業の支援対象団体が開示するフォーマットは、既に国が示しているフォーマットにしたいと考えております。

今後の基盤整備事業というのは、国の法改正、制度改正も踏まえて、宮城県や仙台市も統一性をもった情報開示をしていこうと考えたものです。

○大久保委員

そうすると、平成24年度において、データベース事業化が実施されることを想定してということでしょうか。

○事務局

現在の国の考えでは、将来的には内閣府にあるデータベースに都道府県や政令指定都市の担当者が直接入力する、あるいはNPO法人が自ら内閣府のデータベースに入力して財務情報を開示するというようなシステムに改修できないか、新しい公共推進会議からの意見を踏まえ、検討していくと伺っています。

○大久保委員

では、まだ今のところは決定していないということですか。

○事務局

具体的には、新しい公共ではなく、NPOの関係の全国会議で示すということ为先週の会議で内閣府から説明がありました。

○大久保委員

そうすると、7頁のハには、そういった検討の会議も含まれるということで記載しているということですね。わかりました。

○成田座長

では、基本方針と事業計画につきまして、皆様からいただいた御意見を参考に事務局で修正を加えた後に、県において決定するという事によろしいでしょうか。

ご賛同いただきましたので、事務局における手続き等よろしくお願ひしたいと思います。

2 災害復興緊急事業の応募状況について

○成田座長

委託事業について、当初の予算としては3,000万円ということでしたが、残った分は残りの期間で活用するということですか。

○事務局

残った分は次の募集で使えると考えております。

○谷藤委員

資料3で初めて募集の状況について見ましたが、審査に立ち入ってしまうようですが、できれば全部にあげたいと思いました。災害復旧でしかも緊急という意味が込められているので、提出してきた方もそういうことをかなり意識したものになっているでしょうから、それを我々が審査して、これを落としてこれは入れますというのは非常に後味が悪いという感じがします。先ほど、500万円×5件で2千500万円ぐらいというお話でしたが、応募は4千万円の応募額になっていて、件数は9件ということなので、内容を見ないとはっきり言えませんが、そのあたりは若干柔軟に対応してもらえるものなのかどうか。

○事務局

すぐここで答えを出すのは難しい内容で、検討が必要な内容と考えます。5件としていたルールをどういう形で整理するか、今後また募集をかけても同じような状況も出てくると思われるので、そのあたりを勘案する必要があります。1団体でも多く採用できればという思いは同じでございますので、できるかぎりのところで検討したいと思います。

○大久保委員

今回ヒアリングの場に出ないのでコメントを書いて出すことになりますが、コメントがどのような形で審査に加味されるのでしょうか。また、5団体ということですが、状況により内容を精査して5団体に満たないこともあり得るのでしょうか。新しい公共支援事業であるので、災害復興のための一般的な事業とは違うと見なくてはいけないと思いますので、会議体と協議体の在り方がどのようになるのかということについては、もっと情報が欲しい部分ではあります。私たちが新しい公共の場づくりで期待するのは、継続的にその地域に団体関わって、継続的にその地域で事業が展開されていくということです。そうすると、緊急性はあったとしても、今だけで終わるものではないということにも焦点を合わせた審査になるかと思います。

○事務局

皆さんからいただいた御意見につきましては、一つにまとめて審査員の方々にお渡しして、ヒアリングに生かしていただきたいと思いますと考えております。

5団体以下になることがあるのかどうかにつきましては、募集要項にも掲載しておりますが、例えば5団体の上限に対して1団体の応募しかなかった場合においても、その1団体が事業の趣旨に合わないのではないかとということであれば、選考しないこととしてございます。

会議体と協議体につきましては、形式審査を明確には満たしていないと思われる応募もございましたが、一方で、募集期間がとても短く説明もない中で、震災後の大変な状況の中、一生懸命に形にしていることや、今回はまずは企画段階であることなどから、なるべく形式的なところで落とすのではなく、全部通したいと考えておりました。そして、ヒアリングの段階で、会議体や協議体につきましても注意いただきながら審査していただきたいと考えてございます。

○事務局

補足いたしますが、6月9日に全国都道府県の新しい公共の会議がありまして、内閣府からこのモデル事業を災害復興支援に活用してくださいとの話がありました。都道府県からは、例えば、内閣府でボランティアバスを被災地へ出す運行についても、新しい公共の取り組みとして行政とNPOが入っていれば認めるとの話でしたので、逆に、そもそもモデル事業は地域の課題を解決する取り組みであるはずだったのであり、被災地で仕事をするのが地域の課題と言えるのか、将来的に会計検査等で大丈夫かという質問がありましたが、内閣府からは今回はNPOの活動の活性化などその活動自体が地域の課題と広く位置づけて被災地のためになるような支援を積極的に行ってくださいとのことでした。ただし、単に被災地で炊きだしをするというだけではモデル事業にはならないけども、行政とNPOが連携して考えて被災地に行き応援したり、勉強したりすることは該当になるとの話がありましたので、被災地である本県についても、今後どこまで繋がるかということはもちろんの事業の重要なところではありましたが、それだけで事業に合わないということではなく、柔軟に解釈していく方向をお願いしたいと思っておりました。

○河村委員

そうすると、例えば、仮設住宅に移っても配給がないから入らないということが記事になっていますが、行政が福祉バスを使いたいというときは、例えば、南三陸町とボランティアと乗員としてこれに出してくれば、お金を出してもいいということですか。

○事務局

そうですね。もちろん、審査もありますので、どのように評価されるかということだと思いますが、そういった取り組みについてもモデル事業についてチャレンジすることは可能だと考えております。

○河村委員

一過性でもそういう形で行政の不足を支援するのであれば、ここではOKにしていいというイメージですか。

○事務局

構成員の中に、地域のNPOや地縁組織のリーダーとなるような人も加わって、これを勉強の機会として次に繋げていただくというように解釈していただいて、エントリー可能だと思います。

○河村委員

山古志のクローバーバスは復旧には役立ったのですが、その後に苦しんでいます。ある程度継続性をあまり強調しない部分があってもいいという感じで捉えたいと思います。

○村上副座長

応募資格の条件はたくさんありますが、それは全てクリアしているのでしょうか。私たちが審査するというのは、形式的なものを外して、目的や内容等に着目して審査をすればいいということでしょうか。

○事務局

実は、そこまでわからないところもあります。協議体等も作ったばかりの協議体もあり、その協議体のメンバーの中に1年以上の活動実績を持つ団体があるかどうかまでは、応募書類の中からは推測できないところもありますので、確認が必要な部分もあります。確認していただきたい事項等につきましては、まとめた形でお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○村上副座長

実は、事前にいただいた資料をさっと目を通したら、基本的に応募資格がないようなところもあったように思われたので、そういう応募者へのヒアリングをやるのでしょうか。そもそも欠格であるということですね。事前に事務局の方でクリアしてできるだけ皆さん合格となるような作業をしていただいて、そこをクリアした団体について審査をするというようなことにしていただいた方が作業効率上も良いのではないかと思います。

○事務局

通常であれば、もう少し形式審査をきちんとさせていただきたいところですが、実際に持ってきていただいたところの話を聞くと、書き方が間違っていたり、本当は他にも団体があるのに記載していなかったり等と書類のみでは判断できないところもあったという点と、現在も形にするために動いている団体もあることから、そこで切ってしまうとその時点で失格とするには難しいところがありました。今回は短期間ということと災害ということを考慮させていただきまして、大変お手間をおかけしてしまいますが、とりあえずは全てをヒアリングしていただくという形にさせていただいたところです。

○村上副座長

できれば補正できるところは補正して、できれば事業内容で勝負できるような環境にさせていただければと思います。

○事務局

追加で内容をわかったところもございますので、そのあたりは補足ということで、ヒアリングの時に示したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

3 宮城県新しい公共支援事業（企画提案募集事業）の募集について

○大関委員

2頁の応募資格者のところの（4）はストレートに表現しています。金融機関の世界では、反社会的勢力という表現にはなっておりますが。

○事務局

他の文書でもこのような表現を使用しておりまして、一般的にはこういう表現でも問題はないところですよ。

○大久保委員

確認ですが、2年間分の計画を立てて上限1千万円までの予算の中で助成採択が決まるということですが、24年度分については、またもう一度審査があるということでしょうか。また、24年度は予算がないから無くなってしまうということがあるということでしょうか。

○事務局

可能性はゼロではないという表現になります。行政の会計上、単年度で会計をしなくてはいけないので、例えば、2カ年で1千万円の企画をしたとして、23年度に5百万円を使用するとすれば、県は交付決定または契約は5百万円だけといたします。特にそこに担保がないということになります。23年度の事業を見てということになります。どういう形で結果を見てどういう形で決定していくかということまで詰めていないところですよ。ルールとしては、23年度事業を何らかの形で評価して24年度事業の継続を決めるということ、そして、もう一つは県の予算として確保できているだろうという二つが最低限クリアされた上で、24年度の交付決定または契約ということになるということですよ。

○大久保委員

そうすると、23年度単年度だけで1千万円ということもあるということでしょうか。そうすると、23年度と24年度の事業にはつながりはないけれども、似たような事業を1千万円ずつ応募することもできるということでしょうか。

○事務局

実は、運営委員の皆さんの御意見もお聴きしたいところでもあります。23年度だけで1千万円の事業を行うということもあり得ると思います。さらに、同じ事業を24年度でも1千万円できると設定して、他にもたくさんのお応募がある中でも優先的に選ぶという余地を残すことが良いかどうか。どうでしょうか。

○大久保委員

それでは、その時の状況に応じて、なきにしもあらずということでしょうか。

○事務局

この要項案を作成した時点では、そこまで想定していなかったところですので、御意見をいただけると助かります。整理としては、23年度のみで1千万円ということもあり得るとして、24年度では23年度に1千万円の事業を実施したところは応募できないということにするのかどうかということになると考えます。応募条件としては、24年度事業の内容となるので、実は、まだそこまでは詰めていなかったところではあります。

○河村委員

大学の世界ではやってはいけないことですね。同じものを2度出すということは、審査や評価は変わるわけではないので、良いものであれば良いということですから。ただし、プロセスを大事にするのであれば、チャレンジする機会を失わせてしまうので、やはり単年度で出すのではなく、原則2年度で出すということで、「原則」と書けば同じものを出してくることはないと思います。また、同じものを2年間続けて出すのは、趣旨に反しているという言い方になると思います。

○千葉委員

申請を1年単位で出して良いのか、2年単位で出して良いのか、両方有りとなると応募する側も判断する側も難しいという気がします。2年単位で出してもいいけれども、次年度はなくなるかもしれないということでは、やる気がなくなってしまう可能性もあるのかなと思います。

○事務局

基本的には、2年単位だと思うのですが、1点気になったのが、災害復興緊急事業ですが、3月までにしているのので、この事業だけ先に応募してしまったことによって、もっとやりたいという時に対象外とするのは避けたいというところもあるので、工夫していきたいと考えておりました。

それから、モデル事業の応募資格者の中の提案者ですが、活動実績を有しているNPOが災害復興で助成金を得るために新たな法人格を作ったところ、活動実績が1年ではなくなってしまうという状況があり、応募のために他の団体名を使用しなくてはならないというような話が出てきたので、表現等についても工夫したいと考えているところですので、皆様からの意見を踏まえて検討していきたいと思います。

また、24年度の応募については、きちんとしたスケジュールを組んでいないところではあります。できれば4月早々から事業を開始できるようにと考えますと、2月下旬くらいからの募集になると考えています。

○大久保委員

応募要件ですが、今回災害救援に関して全国から宮城県に集中的に入ってきている団体がたくさんあります。確かに、災害復旧に対して力を注いで下さっていることそのものが復興に繋がっていくとは思いますが、地元の団体が何も育たずに撤退されていくことも想定されることについては、非常に残念で悲しいです。新しい公共支援事業が災害に使用されるのは当然に良いのですが、宮城県でやるからこそ地元の組織がきっちり参画している様子が見えるように、要件に加味して欲しいと思います。参加要件について広く門戸を広げてということもわからないでもないのですが、地元を意識した構成を強く打ち出してもらいたいと思います。

○事務局

例えば1ページの協議体とは、または2ページの構成員のところは、県外の方々のみで構成されるというのではなく、必ず県外の団体も含むという条件を入れるという工夫をしているところでした。

○大久保委員

この含まれる県内のNPO等は、1年以上の活動実績を有することも条件に含んでいるのでしょうか。構成団体の全てが1年以上の実績があり、なおかつその団体の一つは地元の団体ということでしょうか。

○事務局

参加団体の全てが1年以上の活動というところまでは求めておりません。むしろ、厳格な条件にしてしまうと、逆に応募しにくい状況になると考えたものです。地元の団体を育てるという視点は大事ですが、あまりにも地元だけにしてしまうと先進的なモデルの事業が、かえって出にくいところもあるので、1団体以上とさせていただきました。なお、NPO等ということで、NPO法人だけではなく、地縁組織等も含むことになります。

○大久保委員

先進的な事業を実施するというよりは、地域の中での課題解決に取り組む組織体を強く評価していくことを考えるとすると、1年以上の活動実績を持つ地元の団体が入っているということはとても重要だと思います。他から入ってきている団体でほとんど構成されていて、最近立ち上がったような任意団体を地元の団体であるとして1団体だけ入れることでクリアするという考え方になってしまうと、地元は陰の存在になってしまい、他から入ってきている力強い団体が圧倒的に事業を展開してしまうという可能性もあるのではないのでしょうか。

実際に、現状を見ても全国的に展開している経験が豊富なNPOやNGOが圏域に入ってきていますが、1年や2年で撤退していく中でその方々の指導による組織が地元に残っていくのであれば、私たちにとっては非常にうれしいことなのですが、そういう展開にならない事業には応援したくはないと思うのです。新しい公共支援事業を生かすなら、是非他の団体の参画も広げるとしても、地元の団体がしっかり関わるという要件は強めていただきたいと思います。

○事務局

確認のための説明ですが、考え方としては、協議体でも連携の形でも県内で1年以上の活動実績を有する県内のNPO等が1団体以上含まれることを条件としておりますが、そういうことでよろしかったでしょうか。

○河村委員

地元のNPO等が全体の10分の1なのか、3分の1なのかで違うと思います。8つの団体が県外から来て、1つの団体だけが県内では育たないと思うので、県内1団体というのではなく、3分の1以上が地元でなくてはいけない等の比率としたらいいのではないのでしょうか。経験が豊

富なずるい県外のNPO等がダミーで無理矢理作った団体を入れてくるようなことがあれば、県のためにも地元NPOのためにも繋がらないということです。

それから、代表については、基本的には県内に事務所があるところにしなくてはいけないということで、少なくとも代表を置くことだけでも大分違うと思います。パワフルなNPOの傀儡のように見えても、その間に立つことによって自分たちがいかに勉強不足かということに気づいていくと思うのです。

新幹線ができた時に、県内の事業でやろうと思ったら、ジョイントベンチャーを組まれて、地元の補助率5割のところを顧問料6割持っていかれて失敗したということがけっこう各地であるので、そういうことにならないようにもう少し考える必要があるかなと思います。

○事務局

もう少し勉強して検討したいと思います。

○千葉委員

この新しい公共支援事業は全国で実施しているのですから、あえて被災地だからということで全国から募集ということにしなくてもいいのではないのでしょうか。

○河村委員

被災地であるがゆえに、災害復興事業の企画書類を書きやすく、被災県での予算が通りやすいので敢えて宮城県に出してくるということがあると思います。

○千葉委員

金額が大きいですので、強力なNPOやNGOが応募してくる可能性は高いのかなと思います。

○大久保委員

被災地でなければ、県外からどんどん大きなNPOやNGOが入ってくるということはないし、地元の団体だけにしてしまうと学ぶチャンスも無くなるし、行政自体も被災してしまい企画書も書けないという状況の中で、企画書を出してくる県外のNPO等と協力するという在り方はありがたいと思います。

しかし、実施体制に地元が入っていくことによって、事業終了と同時にそれらの団体が撤退したとしても地元で継承されるということになるので、地元の中に新しい公共の担い手を作っていくということで、宮城県でやる新しい公共支援事業としては、譲れない点ではないかと思います。

そこで、河村委員がおっしゃったように、とりあえず1団体というのではなく、割合を導入していったほうが良いと思います。最低3割は必要ですね。

○河村委員

3つの組織で提案するとすれば、県内、県外、自治体とすれば、3割ないし3分の1ということになるのかなと思います。

○事務局

御意見ありがとうございました。3割ないし3分の1の形をもう少し精査しまして、応募資格者の部分に反映させていきたいと思えます。

○成田座長

全国から集まってきていることをチャンスとして、より多く宮城県にノウハウ等を残していただきたいと思います。整理をお願いします。

○千葉委員

委託事業の応募資格者の「日本国内」ということについては、全国からいろいろなノウハウを持っている中間支援組織さんが地元に入ってくるということは、それはそれで素晴らしいことだと思うのですが、反面、地元も育てて欲しいという気持ちもあり、どちらがいいのかわからないところがあります。被災地の中間支援組織から応募が無かったから、日本全国からということにした御説明でしたが、栗原の場合は、被災地であって被災地でないような状況で実際に三陸に行って中間支援ができるのかというとなかなか難しいところがありますが、自分の地元で中間支援を行うということであれば話は変わってくるのではないかなと思います。「日本国内」よりは、「宮城県内」の方が応募資格として良いのではないかなと思いました。

○事務局

実は、確かにそれを望むところもあるのですが、中間支援組織さん方も被災地で活動されているところもありまして、プラスアルファで新たに事業を起こして実施するのは、体力や時間の面で苦しいのではないかと考えたところがありました。気持ちとしては県内の中間支援組織さんにと考えておりますが、募集したところ応募がないということになると震災対策以外のモデル事業の上限が少なくなってしまう。委託事業を多く実施しないと震災対策以外のモデル事業ができない状況であるということです。苦渋の決断でこのような提案をさせていただいております。皆様から何か良い案がありましたら御意見をいただければ助かります。お願いします。

○大久保委員

私たちがセミナー等で東京等からお呼びしている先生方が活動するイメージなのかと思っております。そういう団体が全国でどのように活動されるのかわかりませんが、仕方がないというところはあるかと思えます。ただし、被災地の中間支援組織からの応募もないとは言えないので難しいところではあると思えます。

むしろ、委託事業1事業につき5百万円という上限について、2年間でも5百万円というのは低いと思えます。単年度では250万円にしかありません。例えば、会計の財務諸表の指導等で専門家を派遣しようとした場合、年間250万円でコーディネートしながら、かつ事務局の人件費も含めてというのは難しいと思えます。上限をもう少し上げていただければと思えます。

○河村委員

一つの方法として、東京からというよりは、宮城県に近いところを優先しますという方法があると思えます。通っていただくことになるので、交通費の比率が高いようであれば、ご遠慮いただ

くことがあると述べておくということです。募集に書かなくても、審査基準などに入れてもいいと思います。

4 支援対象者の選定について

○河村委員

こうするしかないということですよ。

○事務局

そのとおりです。

○成田座長

それでは、委員の皆様の御意見を参考といたしまして、事務局の方で御検討と修正等をしていただくということよろしいでしょうか。

ご賛同いただきましたので、事務局での手続きをお願いしたいと思います。以上を持ちまして議事を終了したいと思います。

※ その他

○事務局

7月に募集を実施する予定ですが、その審査を8月に公開プレゼンテーション審査を実施したいと考えております。第3回運営委員会で実施するようなスケジュール構成としておりますが、件数がとても多い場合に対応できない状況になると考えられます。一日辺り10件の審査が限界かと思っておりますので、モデル事業で10件、委託事業で10件となれば、とうてい1日の運営委員会では間に合わないということになるためです。そこで、運営委員会ではなく、運営委員5名ずつで2日間でプレゼンテーション審査を実施するという方法もございますが、いかがでしょうか。

○大久保委員

5名よりももう少し多い方がいいのではないかと思います。全員は無理だと思いますが、できる範囲で多い方が良いでしょう。6人ぐらいでしょうか。

それから、プレゼンテーションという言葉ではなく、ヒアリングではだめですか。プレゼンテーションと言いますと、NPO関係者はパフォーマンスをするなど発展的に捉える傾向が強いためです。

○事務局

公開ヒアリングという感じでしょうか。用語で誤解されないように

○河村委員

ヒアリングというと審査側が上になり聞いてあげるという形になるので、プレゼンテーションという横文字ではなく企画提案会などのように日本語にすればいいのではないのでしょうか。

○事務局

用語を改善したいと思います。6名以上となりますと場合によりましては2回出席いただくことになるかもしれませんが、御都合のよろしい方で御出席いただくということで、大丈夫でしょうか。では、そのようにさせていただきたいと思います。